

船場区自治会集会所運営規則

(目的)

第1条 この規則は、船場区自治会（以下「自治会」という。）に設置された船場区自治会集会所（以下「集会所」という。）の適正な管理と運営を図ることを目的とする。

(集会所の使用)

第2条 集会所を使用できるものは、自治会をはじめ、自治会会員で構成する組織・団体等とする。

ただし、上記以外のものからの使用の申し込みがあった場合は、集会所管理者は、使用の目的等、内容を確認のうえ許可することができる。

(使用目的)

第3条 集会所の使用は、次の目的によるものを原則とする。

ただし、特定の政治的あるいは宗教的活動を目的とする使用はできないものとする。

- (1) 自治会の役員会の開催、その他自治会等が主催する行事。
- (2) 自治会の会合、その他会員が主催する諸行事。
- (3) 東海村の村政（選挙の投票等）に係わる行事。

(集会所管理者)

第4条 集会所管理者は、自治会より選出された集会所管理者とする。

- (1) 集会所の予約・使用状況を管理し、鍵を保管・管理する。
- (2) 年度末の自治会通常総会において、収支決算報告を行う。
- (3) 集会所の防火管理を行う。

なお、集会所の防火管理は、消防法の規定による甲種防火管理講習会を受講し、管理者資格を有していなければならない。

(使用の手続き)

第5条 集会所の使用手続きは次のとおりとする。

なお、集会所の使用は自治会の会合を優先し、使用者へ日時の変更を求める場合がある。

- (1) 集会所の使用を希望する者は、事前に使用許可申請書（様式-1）を提出し、集会所管理者の許可を受けなければならない。
- (2) 年間を通じて使用する団体は、利用団体登録用紙（様式-2）に必要な事項を記入し、集会所管理者に提出し、許可を受けなければならない。

(使用の禁止)

第6条 集会所の使用目的が次に掲げる事項の一に該当するときは、その使用を禁止する。

- (1) 公の秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治活動を目的とするとき。
- (3) 宗教活動を目的とするとき。
- (4) 営利を目的とするとき。
- (5) その他、集会所の管理運営上支障をきたす恐れがあるとき。

(使用の変更)

第7条 使用日時の変更・中止がある場合は、速やかに集会所管理者に連絡し、許可を受けなければならない。

(使用時間)

第8条 使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。

ただし、集会所管理者が使用目的上特に理由があると認めた場合は、変更することができるものとする。

(使用者の義務)

第9条 使用者は第10条の遵守事項を尊重し、使用後は整理整頓、清掃等の義務を負うものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者はこの規則に定める事項の他、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 火災、盗難、人身事故、交通事故その他の事故の防止に努め各自又は団体の責任において管理すること。
- (3) 許可以外の室、備品等を使用しないこと。
- (4) 騒音を発するなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 調理室(厨房)以外での火気は使用してはならない。
- (6) ゴミ、残飯、空き缶、空き瓶等は、使用者各自が持ち帰ること。
- (7) 使用後、集会所使用点検記録(様式-3)へ記入すること。
- (8) 使用終了後は、集会所の鍵を集会所管理者に速やかに返却すること。
- (9) その他、集会所の運営上不適切な行為をしないこと。

(損害の弁償)

第11条 利用者が集会所の施設、設備、備品等を損傷または滅失したときは、その損害の弁償をしなければならない。

ただし、損傷がやむを得ない事情により生じた場合であって、自治

会役員が協議し、特に認めた場合はこの限りではない。

(使用料)

第 12 条 集会所を使用する者は、集会所の維持管理に必要な経費を使用料として、以下の区分に従い、納付するものとする。

ただし、冷暖房設備利用は「コインタイマー」とし、電気料金は、それぞれの使用者が負担する。

【使用料】

施 設 区 分	9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～21 時
多目的ホール	500 円	500 円	1,000 円
中 会 議 室	200 円	200 円	300 円
(多目的+中会議室)	700 円	700 円	1,300 円
調理室 (厨房)	1,000 円	1,500 円	2,000 円

(使用料の減免)

第 13 条 第 12 条に規定する使用料の減免は次に定める。

(1) 使用料を徴収しない団体

- ① 自治会主催の会合、老人会、船場区子供会
- ② 自治会員（区費納入者）の公共会合のすべて
- ③ 東海村行政、行政に類する団体が使用する場合

例：青少年育成村民会議、社会福祉協議会、選挙時の投票所等
ただし、調理室（厨房）で調理する場合は、使用料を徴収する

- ④ 自治会員登録団体のレクリエーション、スポーツ活動
- ⑤ 自治会教育団体の打ち合わせ目的の役員会

例：子供会育成会の役員会、スポーツ少年団の役員会等

- ⑥ 自治会員が過半数以上の混成団体

(2) 使用料を徴収する団体

- ① 船場区内外を問わず私的利用のすべて
- ② 自治会以外の団体

(防火管理)

第 14 条 集会所の防火設備等の維持管理に係わる項目は次に定める。

(1) 公的機関による定期的な防火設備の保守点検を受け、防火設備を維持しなければならない。

- (2) 消防法に準拠する防火設備を具備，保持しなければならない。
- (3) 火災保険に加入し，不慮の火災に備える。
- (4) 消防計画による，年1回程度の防火訓練を行う。

(雑則)

第15条 規則の改廃等

- (1) この規則の運営上，疑義が生じたときは，自治会規約第32条 役員会で協議し決定する。
- (2) この規則改廃は，自治会規約第33条 運営委員会で審議の上決定する。

附則

新規制定 平成30年4月1日 船場区自治会集会所の建て替えによる。

船場区自治会集会所使用許可申請書

集会所管理者 様

団体名	
代表者名	
住 所	
電 話	

次のとおり使用を申請します。

使 用 内 容						
使 用 日 時		年 年	月 月	日 日	時 時	分から 分まで
使 用 予 定 表		男性	女性	合計	名	
使 用 機 材						
		使用料金			徴収料金	備 考
使 用 施 設	施 設 区 分	9～12 時	12～17 時	17～21 時		
	多目的ホール	500 円	500 円	1,000 円		
	中 会 議 室	200 円	200 円	300 円		
	調 理 室	1,000 円	1,500 円	2,000 円		
合 計						